

山口県建設工事最低制限価格制度実施要領

平成24年3月30日 制 定
令和8年3月30日 最終改正

1 趣旨

この要領は、山口県が発注する建設工事の請負契約の締結に当たり、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第156条の規定に基づく「あらかじめ最低制限価格を設けて落札者を決定しようとする契約」の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 対象

競争入札により実施する建設工事で、次の工事を除いたものとする。

- (1) 政府調達協定の適用を受ける建設工事
- (2) 総合評価競争入札により執行する建設工事

3 最低制限価格の算定方法

最低制限価格は、次により算出した額とする。

(1) 土木系工事（土木等一般工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の10/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7.5/10」（各費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）を次の①から③のとおり切り上げた価格とする。

- ①1,000万円以上の場合には10万円未満を切り上げた価格とする。
- ②100万円以上1,000万円未満の場合には1万円未満を切り上げた価格とする。
- ③100万円未満の場合には千円未満を切り上げた価格とする。

(2) 土木系工事（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+機器単体費[※]の9.55/10+共通仮設費の10/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7.5/10」（各費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）を3(1)の①から③のとおり切り上げた価格とする。

※ 機器単体費とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認（品質証明等を含む。）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

(3) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の10/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7.5/10」（各費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）を3(1)の①から③のとおり切り上げた価格とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額（小数点以下切捨て）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に 10 分の 2 を乗じた額（小数点以下切捨て）

4 最低制限価格の決定

入札執行機関の長は、開札日までに 3 に定める方法により最低制限価格を決定の上、最低制限価格決定調書に記載し、封入・封印しておくものとする。

5 入札参加者への周知

入札執行機関の長は、最低制限価格が設定されていること、及び最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないことを入札執行前に周知する。

6 落札者の決定

入札執行機関の長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附 則

1 この要領は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

2 この要領は、この要領の施行の日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 1 日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 5 月 1 日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 1 日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 5 月 1 日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。